○ 中部地整管内の橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ(緊急に措置を講ずべき状態)が18橋(0.1%)あり、また、判定区分Ⅲ(早期に措置を講ずべき状態)は1,499橋(6%)、さらに、判定区分Ⅱ(長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態)は10.908橋(45%)

<平成29年度管理者別点検結果(橋梁)>

[中部地整管内(長野県除く)]

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	Ш	IV
国土交通省	5,179	1,190	707	371	112	0
高速道路会社	2,999	893	52	717	124	0
県・公社	17,914	3,529	1,210	2,001	318	0
市町村	77,345	18,410	9,628	7,819	945	18
合計	103,437	24,022	11,597	10,908	1,499	18

※ H30.3月末時点